

No. 1065 (2019. 8. 1)

データで見る議会

—欧米主要国の議会と我が国の国会—

はじめに

- I 本会議開会日数
- II 法律案提出数及び法律の成立数・成立率
- III 議会質問数
- IV 議員の属性

キーワード：議会、国会、アメリカ、米国、イギリス、英国、ドイツ、フランス

- 国立国会図書館調査及び立法考査局では、主要国の議会制度に関する調査を行い、2018 年末から 2019 年にかけてアメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの 4 か国について『調査と情報—ISSUE BRIEF—』により紹介してきた。
- 上記刊行物では取り上げなかった欧米主要国議会の各種データを我が国の国会のデータと共に紹介する。巻末には各国議会制度の概要を表にまとめて掲載した。
- 本稿に掲載したデータは、欧米主要国の議会及び我が国の国会の活動又は構成の一端を示す基本的なものである。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

前政治議会課 たかざわ みゆき 高澤 美有紀 政治議会課 はまの ゆうた みやはた たけし 濱野 雄太・宮畑 建志

第 1065 号

はじめに

国立国会図書館調査及び立法考査局では、主要国の議会制度に関する調査を行い、2018年未から2019年にかけてアメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの4か国について『調査と情報—ISSUE BRIEF—』により紹介してきた（巻末の主要国の議会制度に関する近年の『調査と情報—ISSUE BRIEF—』を参照）。本稿では、上記刊行物では取り上げなかった、欧米主要国議会の各種データを、我が国の国会のデータと共に紹介する（表 I-1～IV-5）。欧米主要国の議会及び我が国の国会の活動又は構成を示す基本的なデータは多々あるが、本稿では、本会議開会日数、法案提出数及び法律の成立数・成立率、議会質問数並びに議員の属性を取り上げた。ただし、各国の政治体制及び議会制度は、各々の歴史や政治文化の中で形成されたものであり、多種多様である（巻末の各国議会制度の概要（別表）を参照）。したがって、データ比較の際には各国の議会の特殊性に注意を要することは言うまでもない。

なお、各表中のイギリスの「会期」は、基本的に、毎年5月～翌年4月である。「2010-12」及び「2017-19」は、例外的に2年間の会期となっている。ドイツの「選挙期」は、下院総選挙後の最初の開会日から次の総選挙による後継下院の最初の開会日までの期間を指し、解散がない場合には、4年である。フランスの「会期」は、毎年10月～翌年9月である¹。

I 本会議開会日数

各国議会における過去約10年間の本会議開会日数は、表 I-1～5 のとおりである。イギリス上下院の「2010-12」の数値は2年間の、ドイツ上下院の「2009-13」及び「2013-17」は4年間の合計値である。平均値は1年当たりの数値であり、小数第1位を四捨五入している。

表 I-1 アメリカ：本会議開会日数

年	下院	上院
2009	159	191
2010	127	158
2011	175	170
2012	153	153
2013	160	156
2014	135	136
2015	157	168
2016	131	165
2017	192	195
2018	174	191
年平均	156	168

（出典）“Résumé of Congressional Activity.” United States Senate website <http://www.senate.gov/pagelayout/reference/wo_column_table/Resumes.htm> 等を基に筆者作成。

¹ 古賀豪・高澤美有紀「欧米主要国議会の会期制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』797号, 2013.8.2. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8243575_po_0797.pdf?contentNo=1> を参照。

表 I-2 イギリス：本会議開会日数

会期	下院	上院
2009-10	69	68
2010-12	295	293
2012-13	145	137
2013-14	162	149
2014-15	133	126
2015-16	158	149
2016-17	142	141
年平均	138	133

(出典) Edward Hicks, “Is this the longest parliamentary session ever?” 2019.5.10. House of Commons Library website <<https://commonslibrary.parliament.uk/parliament-and-elections/parliament/is-this-the-longest-parliamentary-session-ever/>>; “Business statistics.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/records-of-activities-and-membership/business-statistics/>> 等を基に筆者作成。

表 I-3 ドイツ：本会議開会日数

選挙期	下院	上院
2009-13	253	53
2013-17	245	45
年平均	62	12

(出典) “Kapitel 7.3 Plenarsitzungsstatistik,” 2018.11.15, *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages*. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/resource/blob/196272/8f62af680612b1f76080e6c9c7fbb30e/Kapitel_07_03_Plenarsitzungsstatistik-data.pdf>; “Die Arbeit des Bundesrates im Spiegel der Zahlen,” 2017.11.22. Bundesrat website <https://www.bundesrat.de/SharedDocs/downloads/DE/statistik/gesamtstatistik.pdf;jsessionid=15B214324107CB80E63C9EA00F1F3007.1_cid365?__blob=publicationFile&v=9> 等を基に筆者作成。

表 I-4 フランス：本会議開会日数

会期	下院	上院
2009-10	132	143
2010-11	125	135
2011-12	96	94
2012-13	155	143
2013-14	142	136
2014-15	150	147
2015-16	132	135
2016-17	92	76
2017-18	161	125
年平均	132	126

(出典) “Statistiques de l’activité parlementaire.” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/15/statistiques-de-l-activite-parlementaire>>; Direction de la Séance, “Les cinquante-neuf ans du Sénat de la cinquième République: Juin 1959 - Septembre 2018: Statistiques actualisées au 30 septembre 2018.” Sénat website <https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/59_ans.pdf>; *idem*, *La Séance plénière et l’activité du Sénat (1er octobre 2017 - 30 septembre 2018)*, Tome II: Statistiques, 2018, p.11. <http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/Rapport_tomeII.pdf> 等を基に筆者作成。

表 I-5 日本：本会議開会日数

年	衆議院	参議院
2009	59	47
2010	54	42
2011	63	54
2012	47	31
2013	55	46
2014	53	45
2015	48	45
2016	58	52
2017	44	42
2018	59	47
年平均	54	45

(出典) 国会会議録検索システム <<http://kaigi.ndl.go.jp/>> 等を基に筆者作成。

Ⅱ 法律案提出数及び法律の成立数・成立率

各国議会における、おおむね過去 10 年間の法律案提出数及び成立数・成立率は、表Ⅱ-1～5 のとおりである²。平均欄の「提出」及び「成立」数は小数第 1 位を、「成立率」の欄は小数第 2 位を、四捨五入した（単位は%。端数処理の関係上、合計が 100 にならない場合もある。）。

表Ⅱ-1 アメリカ：法律案提出数及び法律の成立数・成立率

年	総計			下院提出			上院提出		
	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率
2009	7,423	125	1.7	4,478	87	1.9	2,945	38	1.3
2010	3,355	260	7.7	2,199	178	8.1	1,156	82	7.1
2011	5,917	90	1.5	3,853	66	1.7	2,064	24	1.2
2012	4,695	194	4.1	2,992	139	4.6	1,703	55	3.2
2013	5,837	72	1.2	3,914	56	1.4	1,923	16	0.8
2014	3,260	224	6.9	2,116	163	7.7	1,144	61	5.3
2015	6,836	115	1.7	4,381	78	1.8	2,455	37	1.5
2016	3,387	214	6.3	2,253	141	6.3	1,134	73	6.4
2017	7,164	100	1.4	4,848	67	1.4	2,316	33	1.4
2018	4,252	239	5.6	2,694	166	6.2	1,558	73	4.7
平均	5,213	163	3.1	3,373	114	3.4	1,840	49	2.7

(注 1) アメリカ連邦議会では法律案提出権は議員にのみ帰属し、政府提出の形式をとる法律案は存在しない。

(注 2) 法律案提出件数には、両議院の共同決議案を含める。点線は、議会期の区切りを示す。

(注 3) 成立数は、両議院で可決された法律案に大統領が署名し、法律として成立したものの数である。

(出典) “Résumé of Congressional Activity.” United States Senate website <http://www.senate.gov/pagelayout/reference/two_column_table/Resumes.htm> を基に筆者作成。

表Ⅱ-2 イギリス：法律案提出数及び法律の成立数・成立率

会期	総計			政府提出			議員提出		
	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率
2007-08	138	33	23.9	32	30	93.8	106	3	2.8
2008-09	138	27	19.6	26	22	84.6	112	5	4.5
2009-10	92	30	32.6	23	23	100.0	69	7	10.1
2010-12	277	49	17.7	46	42	91.3	231	7	3.0
2012-13	137	38	27.7	34	28	82.4	103	10	9.7
2013-14	180	30	16.7	31	25	80.6	149	5	3.4
2014-15	162	36	22.2	26	26	100.0	136	10	7.4
2015-16	142	29	20.4	26	23	88.5	118	6	5.1
2016-17	144	32	22.2	27	24	88.9	117	8	6.8
年平均	141	30	21.6	27	24	89.7	114	6	5.3

² 本稿掲載期間以前の数値については、次の資料を参照。高澤美有紀「主要国議会の法律案提出手続及び法律の成立状況（資料）」『レファレンス』791号, 2016.12, pp.49-76. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10229024_po_079104.pdf?contentNo=1>

- (注1) イギリスの政府提出法律案は、形式上は大臣が議員としての資格でその所属議院に提出する。
 (注2) 私法律案（個人や団体などの特定の利害等に関わる法律案）及び上院に提出された法律案で下院第1読会に至らなかったものは含めていない。
 (注3) 成立した法律の数は、両議院で可決され、国王の裁可を得たものの数で、前の会期からの継続法律案が成立した場合を含む。
 (出典) “Sessional Returns.” UK Parliament website <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm/cmsesret.htm>> を基に筆者作成。

表Ⅱ-3 ドイツ：法律案提出数及び法律の成立数・成立率

選挙期	総計			政府提出			議員提出			下院議員団提出			上院提出		
	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率
	2009-13	844	539	63.9	484	434	89.7	360	105	29.2	278	88	31.7	82	17
2013-17	731	550	75.2	526	488	92.8	205	62	30.2	148	52	35.1	57	10	17.5
年平均	197	136	69.1	126	115	91.3	71	21	29.6	53	18	32.9	17	3	19.4

- (注1) 提出数は、下院に提出された法律案の総数である。
 (注2) 成立数については、両議院を通過した法律数を扱っている。
 (注3) 成立率の算出に当たって、共同提出の数は含めていない（共同提出とは、審議の過程で、例えば同種の内容の政府提出法律案と下院議員団提出法律案とが統合され、共同提出法律案に変更されて成立に至ったもの等である。）
 (出典) “Kapitel 10.1 Statistik zur Gesetzgebung.” 2018.3.5, *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages*.
 Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/blob/196202/ee30d500ea94ebf8146d0ed7b12a8972/kapitel_10_01_statistik_zur_gesetzgebung-data.pdf> を基に筆者作成。

表Ⅱ-4 フランス：法律案提出数及び法律の成立数・成立率

会期	総計			政府提出			議員提出			下院提出			上院提出		
	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率
	2008-09	1,020	84	8.2	148	73	49.3	872	11	1.3	824	6	0.7	48	5
2009-10	1,394	112	8.0	181	90	49.7	1,213	22	1.8	1,153	11	1.0	60	11	18.3
2010-11	1,768	108	6.1	180	84	46.7	1,588	24	1.5	1,512	9	0.6	76	15	19.7
2011-12	1,959	68	3.5	125	49	39.2	1,834	19	1.0	1,760	14	0.8	74	5	6.8
2012-13	1,103	100	9.1	221	80	29.0	882	20	2.3	757	7	0.9	125	13	10.4
2013-14	1,092	100	9.2	158	73	46.2	934	27	2.9	848	18	2.1	86	9	10.5
2014-15	633	84	13.3	214	72	33.6	419	12	2.9	320	6	1.9	99	6	6.1
2015-16	679	110	16.2	221	80	36.2	458	30	6.6	339	18	5.3	119	12	10.1
2016-17	554	55	9.9	167	34	20.4	387	21	5.4	278	12	4.3	109	9	8.3
2017-18	748	81	10.8	115	69	60.0	633	12	1.9	541	10	1.9	92	2	2.2
年平均	1,095	90	8.2	173	70	40.7	922	20	2.2	833	11	1.3	89	9	9.8

- (注1) フランスでは条約承認案、憲法改正案及び予算法律案等も、その他の一般的な法律案と同様、上記の統計に含めている。
 (注2) 上院提出法律案には、上院で審議されなかったものは含めない。
 (注3) 下院では、法律案は議会期中継続するため、同一議会期中、前会期に提出された法律案で取り下げられなかったものも、翌会期の提出法律案の数値に含めている。
 (注4) 「2012-13」には2012年の臨時会の数値を、「2017-18」には2017年の臨時会の数値を含む。
 (出典) “Statistiques de l’activité parlementaire.” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/15/statistiques-de-l-activite-parlementaire>> 等を基に筆者作成。

表Ⅱ-5 日本：法律案提出数及び法律の成立数・成立率

年	総計			内閣提出			議員提出			衆議院提出			参議院提出		
	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率	提出	成立	成立率
2009	243	100	41.2	95(14)	76(4)	80.0	148(47)	24(1)	15.5	104(36)	22(1)	21.2	44(11)	2(0)	4.5
2010	259	72	27.8	120(36)	50(4)	41.7	139(55)	22(0)	15.8	109(54)	20(0)	18.3	30(1)	2(0)	6.7
2011	342	126	36.8	169(63)	95(13)	56.2	173(104)	31(1)	17.9	115(80)	26(0)	22.6	58(24)	5(1)	8.6
2012	321	102	31.8	149(56)	68(8)	45.6	172(87)	34(2)	19.2	102(59)	26(1)	25.5	70(28)	8(1)	11.4
2013	296	112	37.8	114(16)	90(7)	78.9	182(56)	22(2)	12.1	132(54)	17(2)	12.9	50(2)	5(0)	10.0
2014	310	137	44.2	118(6)	105(5)	89.0	192(85)	32(3)	16.7	150(79)	28(3)	18.7	42(6)	4(0)	9.5
2015	151	78	51.7	75(0)	66(0)	88.0	76(4)	12(0)	15.8	50(4)	9(0)	18.0	26(0)	3(0)	11.5
2016	440	115	26.1	106(31)	78(10)	73.6	334(136)	37(6)	11.1	207(133)	30(6)	14.5	127(3)	7(0)	5.5
2017	361	86	23.8	87(12)	74(3)	85.1	274(110)	12(0)	4.4	144(110)	11(0)	7.6	130(0)	1(0)	0.8
2018	275	105	38.2	83(5)	76(3)	91.6	192(33)	29(0)	15.1	92(33)	23(0)	25.0	100(0)	6(0)	6.0
平均	300	103	34.5	112	78	69.7	188	26	13.6	121	21	17.5	68	4	6.4

(注 1) 括弧内の数値は、継続法律案の件数。提出欄の括弧内は前会期からの継続案件、成立欄の括弧内はそのうち成立した案件の数を示す。なお、継続提出については、重複があり得る。

(注 2) 成立率は、各年の新規提出法律案及び継続法律案の合計に占める成立法律数（継続成立法律を含む。）の割合である。

(出典)『参議院先例諸表 平成 22 年版』参議院事務局, 2010, pp.540-580; 「附録 議案経過一覧」『衆議院公報』(各国会回次)等を基に筆者作成。

Ⅲ 議会質問数

各国議会における過去十数年間の議会質問数は、表Ⅲ-1～4 のとおりである³。議会質問には、2つの類型がある。質問に対して政府から口頭の形式により答弁が行われるものが「口頭質問」、文書の形式により行われるものが「文書質問」と整理され、いずれも政府に対して国政上の問題を問いたず手段である。このうち「口頭質問」は基本的に本会議において実施され、政府構成員である首相や大臣に対し、その所掌一般について議員が質問をするものであり、本会議や委員会で行われる法律案等の審議・審査における討論、質疑応答とは区別される⁴。

なお、アメリカ議会には、本会議場における口頭質問制度及び議員による政府への文書質問制度は、存在しない。我が国の口頭質問の唯一の類型であり、議院の議決により口頭で行われる緊急質問の直近の実施例は、衆議院では第 102 回国会の 1985（昭和 60）年 4 月 11 日、参議院では第 181 回国会の 2012（平成 24）年 11 月 2 日である⁵。

³ 本稿掲載期間以前の数値については、次の資料を参照。田中信一郎『国会質問制度の研究—質問主意書 1890 年-2007 年—』日本出版ネットワーク, 2012; 濱野雄太「イギリスの議会質問制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1028 号, 2018.12.6. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11195783_po_IB1028.pdf?contentNo=1>; 同「ドイツの議会質問制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1037 号, 2019.2.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11239373_po_1037.pdf?contentNo=1>; 同「フランスの議会質問制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1046 号, 2019.3.14. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252028_po_1046.pdf?contentNo=1>

⁴ 我が国の国会の用語上、「質問」は国会議員が議題と関係なく国政全般又は特定の事項について内閣に対し事実の説明を求め、又は所見をただす行為をいう。一方で「質疑」は本会議又は委員会において国会議員が議題（議案、修正案、演説、報告、発言等）について議案の発議者・提出者、国務大臣、政府参考人等に疑義をただす行為をいい、両者を区別している（参議院総務委員会調査室編、竹中治堅監修『議会用語事典』学陽書房, 2009, pp.211-215; 浅野一郎・河野久編著『新・国会事典—用語による国会法解説— 第 3 版』有斐閣, 2014, pp.161-165.）。

⁵ 『衆議院先例集付録 平成 29 年版』衆議院事務局, 2017, pp.385-424; 『参議院先例諸表 平成 22 年版』参議院事

表Ⅲ-1 イギリス：議会質問数（質問提出件数）

会期	下院				上院			
	口頭質問		文書質問		口頭質問			文書質問
	クエスチョンタイム	緊急質問	通常文書質問	期日指定質問	クエスチョンタイム	私的通告質問	短時間討論のための質問	
2005-06	5,353	14	79,667	15,374	743	2	89	7,374
2006-07	3,736	9	47,235	10,590	519	2	55	5,118
2007-08	5,151	4	61,006	12,351	595	3	45	6,535
2008-09	4,113	11	47,285	8,907	484	7	38	6,339
2009-10	1,924	12	21,160	4,307	248	5	6	3,240
2010-12	9,484	74	77,255	20,498	1,080	10	92	16,980
2012-13	4,607	38	30,172	12,123	499	9	70	6,816
2013-14	5,037	35	30,227	13,010	543	9	73	7,007
2014-15	4,240	45	18,548	11,638	444	2	65	5,943
2015-16	4,742	77	22,673	13,283	548	5	70	8,294
2016-17	4,422	74	21,156	13,555	508	19	64	6,872

(注) 質問提出件数に補充質問（主たる質問の後に関連して行う質問）の数は含まない。答弁数は、提出された質問の抽選等により提出件数より少なくなる場合がある。

(出典) Patrick M Vollmer, “Work of the House of Lords: Statistics,” *House of Lords Library Note*, LLN 2012/009, 2012.3.16, pp.19-20. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2012-009/LLN-2012-009.pdf>>; “Sessional Returns.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/business/publications/commons/sessional-returns/>>; “Business statistics.” *ibid.* <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/records-of-activities-and-membership/business-statistics/>> を基に筆者作成。

表Ⅲ-2 ドイツ（下院）：議会質問数

選挙期	口頭質問			文書質問		
	広義のクエスチョンタイム		対政府質問	大質問	小質問	(狭義の)文書質問
	提出数	緊急質問*				
2005-09	2,814 (93.9)	111 (100.0)	59	63 (98.4)	3,299 (100.0)	12,789 (77.9)
2009-13	6,164 (98.2)	107 (98.1)	69	54 (96.3)	3,629 (98.9)	20,141 (93.6)
2013-17	3,139 (97.7)	20 (100.0)	65	15 (100.0)	3,953 (98.9)	14,012 (89.9)

(注1) 括弧内の値は、野党会派（無所属を含む。）が提出した割合（%）。一部、出典の情報について計算し直した上で修正した箇所がある。

(注2) 上院でも、法令上、本会議の質問についての定めがあるが、質問権はほとんど行使されていない。

* 緊急質問は、広義のクエスチョンタイムの内数。なお、2019年3月1日の下院規則改正により廃止された。

(出典) 渡辺富久子「ドイツ連邦議会による政府の統制—調査委員会を中心に—」『外国の立法』No.255, 2013.3, p.103. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111649_po_02550007.pdf?contentNo=1>; “Kapitel 11.3 Regierungsbefragung,” 2018.2.2, p.1, *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages*. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/blob/196226/686498e9d4019a4134a1a8d68288b626/kapitel_11_03_regierungsbefragung-data.pdf>; “Kapitel 11.1 Anfragen,” 2019.1.10, pp.2-5. *ibid.* <https://www.bundestag.de/resource/blob/196220/6cb3e85de6b8d7377caa4fae8d05fcc4/kapitel_11_01_anfragen-data.pdf>; “Kapitel 11.4 Oppositionelles Verhalten: Statistik,” 2019.1.10, pp.1-8. *ibid.* <https://www.bundestag.de/resource/blob/196228/1fffc22ee67d53bb06cdd8af0594fe9e/kapitel_11_04_oppositionelles_verhalten_statistik-data.pdf> を基に筆者作成。

務局, 2010, pp.364-392; 『参議院先例諸表 平成22年版 追録』参議院事務局, 2016, p.65. なお、緊急質問は、天災地変、騒じょうその他議院運営委員会において緊急やむを得ないものと認めたものに限り、許可される（『衆議院先例集 平成29年版』衆議院事務局, 2017, p.535.）。

表Ⅲ-3 フランス：議会質問数

会期	下院					上院				
	口頭質問			文書質問		口頭質問			文書質問	
	QOSD	QAG	QAM	提出 件数*	答弁数	QOSD	QAG	QOAD	提出 件数	答弁数
	提出 件数	提出 件数	実施 回数			提出 件数	提出 件数	提出 件数		
2007-08	357	662	-	25,758	19,150	249	160	16	3,685	3,462
2008-09	414	907	3	27,706	22,592	338	210	27	4,594	3,855
2009-10	366	929	0	29,637	25,697	402	170	15	5,093	4,421
2010-11	368	1,005	0	28,627	25,574	334	149	8	4,878	4,315
2011-12	186	635	0	19,413	14,330	372	132	5	5,777	2,919
2012-13	375	1,020	6	32,689	22,146	431	196	5	6,234	5,221
2013-14	353	993	8	26,439	21,952	286	166	3	4,836	4,026
2014-15	382	1,044	9	23,935	18,758	400	186	2	4,817	3,267
2015-16	387	1,026	17	9,780	13,706	274	394	3	5,340	3,794
2016-17	161	635	2	6,206	7,061	138	250	0	4,101	2,869
2017-18	395	1,084	19	11,135	7,334	393	423	0	5,580	3,925

(注1) 「QOSD (Question orale sans débat)」は討論を伴わない口頭質問、「QAG (Question au Gouvernement / Question d'actualité au Gouvernement)」は対政府質問(下院)又は対政府時事問題質問(上院)、「QAM (Question à un ministre)」は対大臣質問、「QOAD (Question orale avec débat)」は討論を伴う口頭質問。

(注2) 質問を提出した会期に答弁が行われるとは限らないため、答弁数が提出数より多くなる場合がある。

* 2014-15年までは撤回された質問数を除いた数値。

(出典) “Les comptes rendus des débats: Archives de la XIII^e législature (2007-2012).” Assemblée Nationale website <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/debats/index.asp>>; “Statistiques de l’activité parlementaire.” *ibid.* <<http://www2.assemblee-nationale.fr/15/statistiques-de-l-activite-parlementaire>>; “Recherche avancée des questions.” *ibid.* <<http://www2.assemblee-nationale.fr/recherche/questions/15>>; Direction de la Séance, “Les cinquante-neuf ans du Sénat de la cinquième République Juin 1959 - Septembre 2018: Statistiques actualisées au 30 septembre 2018.” Sénat website <https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/59_ans.pdf>; *idem*, *La Séance plénière et l’activité du Sénat (1er octobre 2017 - 30 septembre 2018)*, Tome II: Statistiques, 2018, pp.130, 132-133, 137-138, 139-140. <http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/Rapport_tomeII.pdf> を基に筆者作成。

表Ⅲ-4 日本：議会質問数（質問主意書提出件数）

年	衆議院			参議院			総計
	計	常会	臨時会又は特別会	計	常会	臨時会又は特別会	
2008	967	587	380	348	195	153	1,315
2009	888	691	197	371	249	122	1,259
2010	889	592	297	367	116	251	1,256
2011	613	439	174	399	289	110	1,012
2012	488	424	64	334	260	74	822
2013	276	133	143	269	149	120	545
2014	366	275	91	322	197	125	688
2015	464	464		403	403		867
2016	611	329	282	300	161	139	911
2017	552	438	114	255	168	87	807
2018	632	487	145	311	241	70	943

(出典) 『参議院先例諸表 平成 22 年版』参議院事務局, 2010, pp.361-363; 『参議院先例諸表 平成 22 年版 追録』参議院事務局, 2016, pp.63-64; 衆議院ウェブサイト <<http://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm>>; 参議院ウェブサイト <<http://www.sangiin.go.jp/>> に掲載されたデータを基に筆者作成。

IV 議員の属性

各国の議員の平均年齢及び女性議員の比率⁶は表IV-1～5のとおりである。なお、各国の被選挙権年齢は、アメリカ下院が25歳、同上院が30歳、イギリス及びドイツが18歳、フランス下院が23歳、同上院が30歳であり、我が国の国会は衆議院が25歳、参議院が30歳である。また、女性議員の比率に関して、フランスでは、選挙における公認候補者の性別比率を定めるクオータ制が法制化されている。また、イギリス及びドイツの主要政党の多くは、クオータ制を自主的に党規約等に明示的に定めるなどの取組を行っている⁷。

表IV-1 アメリカ：議員の属性

対象時期	下院		上院	
	全議員平均年齢	女性議員比率	全議員平均年齢	女性議員比率
2011-2012年	56.7	16.8%	62.2	17.0%
2013-2014年	57.0	17.8%	62.0	20.2%
2015-2016年	57.0	19.4%	61.0	20.0%
2017-2018年	57.8	19.1%	61.8	21.0%

(注) 平均年齢は、議会期初日時点のもの。

(出典) Jennifer E. Manning, “Membership of the 115th Congress: A Profile,” *CRS Report*, R44762, December 20, 2018; “Women in National Parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm>> を基に筆者作成。

表IV-2 イギリス：議員の属性

対象時期	下院		上院	
	全議員平均年齢	女性議員比率	全議員平均年齢	女性議員比率
2005年下院総選挙後	51.2	19.7%	68 (2006)	17.8%
2010年下院総選挙後	49.9	22.0%	68	20.1%
2015年下院総選挙後	50.6	29.4%	70	24.1%
2017年下院総選挙後	50.5	32.0%	69	25.7%

(出典) Lukas Audickas and Richard Cracknell, “Social background of Members of Parliament 1979-2017,” *Briefing Paper*, Number CBP7483, 2018.11.12, p.6. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7483/CBP-7483.pdf>>; “Women in National Parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm>> 等を基に筆者作成。

⁶ 女性議員比率は、いずれの国も列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) の次の資料による。列国議会同盟は、ほぼ月1回、各国議会 (全190か国) から寄せられた情報に基づいて、女性議員比率のランキングを発表している。本稿に掲載した女性議員比率は、選挙後 (任期開始後) 又は議会期 (選挙期) 開始後、初めて列国議会同盟が発表した資料に基づく。“Women in National Parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm>>

⁷ 宮畑建志「女性議員の増加を目的とした措置—諸外国におけるクオータ制の事例— (資料)」『レファレンス』77号, 2015.11, pp.47-66. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9535019_po_077803.pdf?contentNo=1> を参照。

表IV-3 ドイツ（下院）：議員の属性

対象時期	全議員平均年齢	女性議員比率
2005-2009年	49.4	31.8%
2009-2013年	49.3	32.8%
2013-2017年	49.7	36.5%
2017年-	49.4	30.7%

(注) 平均年齢は、選挙期初日時点のもの。

(出典) “Kapitel 3.2 Durchschnittsalter,” 2017.11.30, p.2, *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages*. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/resource/blob/272474/4a216913aff5f5c25c41572257a57e4a/Kapitel_03_02_Durchschnittsalter-pdf-data.pdf>; “Women in National Parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm>> 等を基に筆者作成。

表IV-4 フランス：議員の属性

対象時期	下院		上院	
	全議員平均年齢	女性議員比率	全議員平均年齢	女性議員比率
2007年下院総選挙後	55	18.5%	—	16.9%
2008年上院選挙後	—	18.2%	60	21.9%
2011年上院選挙後	—	18.9%	57	22.1%
2012年下院総選挙後	54	26.9%	—	22.2%
2014年上院選挙後	—	26.2%	61	25.0%
2017年下院総選挙後	48	38.8%	—	27.3%
2017年上院選挙後	—	39.0%	61	29.3%

(出典) Gary Dagorn, “Législatives: une Assemblée plus jeune, plus paritaire, mais toujours peu représentative,” *Le Monde*, 19 juin 2017. <https://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2017/06/19/legislatives-une-assemblee-plus-jeune-plus-paritaire-mais-toujours-peu-representative_5147523_4355770.html>; “Women in National Parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm>> 等を基に筆者作成。

表IV-5 日本：議員の属性

対象時期	衆議院		参議院	
	全議員平均年齢	女性議員比率	全議員平均年齢	女性議員比率
2009年衆議院議員総選挙後	52.0	11.3%	56.4	18.2%
2010年参議院議員通常選挙後	52.9	11.3%	53.9	18.2%
2012年衆議院議員総選挙後	51.9	7.9%	56.5	18.2%
2013年参議院議員通常選挙後	52.5	8.1%	54.4	16.1%
2014年衆議院議員総選挙後	53.0	9.5%	55.6	15.7%
2016年参議院議員通常選挙後	54.6	9.5%	55.0	20.7%
2017年衆議院議員総選挙後	54.7	10.1%	56.6	20.7%

(出典) 『国会議員要覧 国会要覧別冊（議員情報）』国政情報センター; “Women in National Parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm>> 等を基に筆者作成。

参考：主要国の議会制度に関する近年の『調査と情報—ISSUE BRIEF—』

アメリカ

- ・高澤美有紀「アメリカ合衆国の議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1045号, 2019.3.7.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11247815_po_1045.pdf?contentNo=1>

イギリス

- ・濱野雄太「イギリスの議会質問制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1028号, 2018.12.6.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11195783_po_IB1028.pdf?contentNo=1>
- ・濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1056号, 2019.5.28.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1>

ドイツ

- ・濱野雄太「ドイツの議会質問制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1037号, 2019.2.7.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11239373_po_1037.pdf?contentNo=1>
- ・小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1055号, 2019.5.16.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1>

フランス

- ・濱野雄太「フランスの議会質問制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1046号, 2019.3.14.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252028_po_1046.pdf?contentNo=1>
- ・高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1047号, 2019.3.14.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252030_po_1047.pdf?contentNo=1>

別表 各国議会制度の概要

項目	アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス		日本	
	下院	上院	下院	上院	下院	上院	下院	上院	衆議院	参議院
政治体制	●連邦制 ●共和制 ●大統領制		●単一国家 ●立憲君主制 ●議院内閣制		●連邦制 ●共和制 ●議院内閣制		●単一国家 ●共和制 ●半大統領制		●単一国家 ●象徴天皇制 ●議院内閣制	
議員定数	435 人	100 人	650 人 ※次期総選挙から 600 人の予定	定数なし ※2019 年 7 月現在の 議員数 778 人（大主 教及び主教 26、一代 貴族 661、世襲貴族 91）	598 人 ※超過議席等を含め 709 人	69 人	577 人	348 人	465 人	245 人 ※2020 年通常選挙か ら 248 人
任期	2 年 ※解散なし	6 年 ※2 年ごとに 3 分の 1 改選	5 年 ※解散あり	終身 ※一部役職指定の者 を除く。	4 年 ※解散あり	不定 ※任期は各州政府の 在任期間による。	5 年 ※解散あり	6 年 ※3 年ごとに半数改選	4 年 ※解散あり	6 年 ※3 年ごとに半数改 選
選挙制度	直接選挙 ※小選挙区制	直接選挙 ※各州 2 人。選挙時 には各州 1 人を選出 する州単位の小選挙 区制	直接選挙 ※小選挙区制	任命制・世襲制	直接選挙 ※小選挙区比例代表 併用制（小選挙区 299 ＋比例代表 299）	任命制 ※各州政府が所定の 数の政府構成員を議 員に任命する。	直接選挙 ※小選挙区 2 回投票制	間接選挙 ※各県・海外県等を単 位として、下院議員及 び地方議会議員又はそ の代表が選挙人団とな る。	直接選挙 ※小選挙区比例代表 並立制（小選挙区 289 ＋比例代表 176）	直接選挙 ※選挙区 146＋比例 代表 96（2020 年通常 選挙から選挙区 148 ＋比例代表 100）
選挙権・ 被選挙権年齢	選挙権 18 歳 被選挙権 25 歳	選挙権 18 歳 被選挙権 30 歳	選挙権 18 歳 被選挙権 18 歳		選挙権 18 歳 被選挙権 18 歳		選挙権 18 歳 被選挙権 23 歳	選挙権 18 歳 被選挙権 30 歳	選挙権 18 歳 被選挙権 25 歳	選挙権 18 歳 被選挙権 30 歳
主な議会の権限	●大統領弾劾訴追権（下院） ●大統領弾劾裁判権（上院） ●立法権（大統領の拒否権あり。） ●予算統制権（歳出予算は立法による。） ●連邦公務員任命承認権（上院） ●条約批准承認権（上院）		●政府不信任決議権（下院） ●立法権（下院の優越） ●予算統制権（歳出予算は立法による。）		●首相選出権（下院） ●首相不信任決議権（下院） ●立法権（一部下院の優越） ●予算統制権（予算は立法による。） ●条約承認権（条約承認は立法による。）		●政府不信任決議権（下院） ●立法権（下院の優越） ●予算統制権（予算は立法による。） ●条約承認権（条約承認は立法による。）		●内閣総理大臣の指名（衆議院の優越） ●内閣不信任決議権（衆議院） ●立法権（衆議院の優越） ●予算統制権（衆議院の優越） ●条約承認権（衆議院の優越）	
会期制度	●議会期は、下院議員の任期と同じ 2 年。 ●1 議会期は、西暦奇数年の第 1 会期と偶数 年の第 2 会期に分かれる。 ●各会期は、毎年 1 月 3 日に開会し、通常 10～12 月に閉会。 ●臨時会は、閉会中、大統領が必要と認める とき招集。 ●会期末未了議案は議会期末まで継続。		●議会期は下院議員の任期。 ●各会期は、総選挙の年を除き、毎年 5 月頃 に開会し、翌年の同じ頃に閉会。 ●会期末未了議案は原則廃案（継続可能）。		●下院では議員の任期が議会期。上院には議 会期の制度なし。 ●会期制度なし。 ●上院では毎年 11 月 1 日から 10 月 31 日ま でが 1 職務期。 ●会期制度が存在せず、未了議案は議会期末 まで継続。		●下院では議員の任期が議会期。上院には議 会期の制度なし。 ●常会は、10 月の最初の平日に開会し、翌年 6 月の最後の平日に閉会。常会中の会議日数は 120 日まで。ただし、首相又は各議院の過半数 の議員は、補充会議の開催を要求可能。 ●臨時会は、首相又は下院議員の過半数の要求 に基づき、大統領により招集。議員要求の臨時 会は最長 12 日間。 ●大統領が非常事態を宣言した場合等には、議 会は当然に集会。 ●下院の会期末未了議案は議会期末まで継続。 上院では、上院議員提出の議案が提出後 3 回後 の常会の開始時に未了の場合には、廃案。		●常会は、毎年 1 月中に召集され、会期は 150 日間。 ●臨時会は、①内閣が特に必要と認めたと き、②各院の議員の 4 分の 1 以上の要求のあ ったとき、③衆議院議員の任期満了総選挙後 及び参議院議員の通常選挙後に召集。 ●特別会は、衆議院解散後の総選挙後に召 集。 ●会期末未了議案は原則廃案（継続可能）。	
議院運営機関	●議長 ●院内総務 ●院内幹事 ●議院規則委員会（下院） ●議院管理委員会（下院） ●議院規則・議院管理委員会（上院）		●議長・副議長 ●院内総務 ●院内幹事 ●下院委員会 ●上院委員会		●議長・副議長 ●長老評議会（下院） ●常任幹事会（上院）		●議長・副議長 ●理事部 ●議事協議会		●議長・副議長 ●議院運営委員会 （●国会対策委員会）	

項目		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス		日本	
		下院	上院	下院	上院	下院	上院	下院	上院	衆議院	参議院
本会議	定足数	議員の過半数 ※ただし、定足数欠如が完全に証明されない限り定足数が満たされているものとされる。		なし 分列表決が行われる場合 40 人		3 人 分列表決が行われる場合 30 人		議員の過半数 出席している州の有する票決権数の合計の過半数		議員の過半数 ※ただし、議事堂内にいれば良く、議場への出席を要しない	
	表決方法	●発声表決 ●起立表決 ●記録投票（下院） ●点呼表決		●発声表決 ●分列表決 ●起立表決（下院）		●発声表決 ●起立表決 ●記名投票 ●点呼表決（上院）		●挙手 ●起立表決 ●記名投票 ●記名投票		●異議の有無による表決 ●起立表決 ●記名投票 ●押しボタン式投票（参議院）	
委員会制度		●常任委員会 ●特別委員会 ●両院合同委員会 ●全院委員会（下院）		●一般委員会（下院） ●特別委員会 ●全院委員会 ●大委員会 ●両院合同委員会		●常任委員会 ●特別委員会 ●調査委員会（下院のみ） ●調査会（下院のみ） ●合同委員会		●常任委員会 ●特別委員会 ●調査委員会 ●議院代表部		●常任委員会 ●特別委員会 ●調査会（参議院） ●憲法審査会	
立法過程	法案提出権	●両院の議員 ※大統領には教書による立法勸告権あり。政府各省庁は、所管委員会の委員長又は少数党筆頭委員等に法案の提出を依頼。		●両院の議員 ※大臣を務める議員が提出する法案が政府提出法案。		●政府 ●下院議員（会派又は5%の議員の署名を要する。） ●上院		●首相（政府提出法案） ●両院の議員（歳入の減少又は歳出の創設若しくは増加を伴う議員提出法案は受理されないなどの制約あり。）		●内閣 ●両院の議員（ただし、通常の法案の場合は衆議院 20 人以上、参議院 10 人以上、予算を伴う法案の場合は衆議院 50 人以上、参議院 20 人以上の賛成者が必要）	
	審議手続	(形式化した) 三読会制 (●第 1 読会=省略) ●委員会 ●本会議（全院委員会に移行して一般討論・第 2 読会、本会議に戻って第 3 読会）	(形式化した) 三読会制 (●第 1 読会、第 2 読会=省略) ●委員会 ●本会議（第 3 読会）	三読会制 ●本会議（第 1 読会、第 2 読会） ●委員会 ●本会議（委員会報告段階、第 3 読会）	三読会制 ●本会議（第 1 読会、第 2 読会） ●委員会（通常は全院委員会へ） ●本会議（委員会報告段階、第 3 読会）	三読会制 ●本会議（第 1 読会） ●委員会 ●本会議（第 2 読会、第 3 読会）	●委員会 ●本会議	●委員会 ●本会議	(●場合により本会議趣旨説明) ●委員会 ●本会議		
	両院関係	●両院は対等。 ●両院協議会：協議委員数は、各院ともに不定。成案の決定は各院の協議委員の過半数の同意が必要（ユニット制）。		●下院が優越：金銭法案以外の公法案で、下院で先議され可決されたものは、上院が否決し、又は下院の意思に反する修正をした場合であっても、下院での第 2 読会の日から 1 年以上経過し、2 会期連続して下院が可決すれば、上院の同意を得ることなく成立。すなわち、上院は成立を約 1 年遅らせることができるのみ。 ●与党の総選挙公約に掲げられた政策を実現するための政府提出法案を上院では否決しないというソールズベリー原則あり。 ●両院協議会なし。		●法案の種類により両院の対等性が異なる：上院の同意を要する法律については、下院が法案を可決した場合には、上院は同意を拒否することができるが、同意を要しない法律については、上院は異議を申し立てることができるのみ。下院が上院の異議を覆すには、上院が表決数の過半数により異議を申し立てた場合にあっては総議員の過半数による議決が、上院が表決数の 3 分の 2 により異議を申し立てた場合にあっては表決数の 3 分の 2 かつ総議員の過半数による議決が必要。 ●両院協議会：協議委員数は、各院 16 人ずつ計 32 人。成案の決定は出席協議委員の過半数による。		●下院が優越：両院の意見の不一致の場合には、各院での 2 回の読会後又は促進手続が適用されるときは各 1 回の読会后、首相（政府提出法案）又は両院議長（議長提出法案）は両院協議会の開催を要求可能。両院協議会でも成案が得られなかった場合及び成案が両院の承認を得られなかった場合には、政府は、各院で各 1 回の読会后、下院に対して最終表決を要求可能。 ●両院協議会：協議委員数は、各院 7 人ずつ計 14 人。成案の決定は出席協議委員の過半数による。		●衆議院が優越：衆議院で可決した法案が参議院で異なる議決となった場合には、衆議院が出席議員の 3 分の 2 で再議決すると、法律として成立。参議院が衆議院の可決した法案を受領した後、60 日以内に議決しない場合には、衆議院は参議院が否決したものとみなすことが可能。 ●両院協議会：協議委員数は、各院 10 人ずつ計 20 人。成案の決定は出席協議委員の 3 分の 2 以上による。	
議会質問	口頭質問（本会議での質問）	●なし。		●あり（大臣・首相のクエスチョンタイム、緊急質問）。		●あり（クエスチョンタイム、私的通告質問等）。		●あり（クエスチョンタイム、対政府質問、首相のクエスチョンタイム）。		●あり。	
	文書質問	●なし。		●あり（通常文書質問、期日指定質問）。		●あり。		●あり（大質問、小質問、文書質問）。		●あり。	

(出典) 松橋和夫「主要国の議会制度—議院の組織、運営、権限および立法手続等を中心として—(その一)」『レファレンス』414号, 1985.7, pp.48-59; 古賀豪ほか『主要国の議会制度』(調査資料 2009-1-b 基本情報シリーズ 5) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010, p.46.

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1> 等を基に筆者作成。